



平成 28 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U M N フ ァ ー マ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 平 野 達 義
 会 長 兼 社 長
 (コード番号：4585 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 橋 本 裕 之
 (TEL. 045-595-9840)

**第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の発行及び
 新株予約権買取契約（「コミット・イシュー」）の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、Evolution Biotech Fund を割当予定先とする第 20 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行及び新株予約権買取契約（「コミット・イシュー」※）を Evolution Biotech Fund との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、当社連結子会社である株式会社 UNIGEN 岐阜工場（以下、「岐阜工場」といいます。）の生産能力増強に係る設備投資、既存自社開発パイプラインの早期事業化及び長期的成長を実現するための新規シーズ導入並びに主に岐阜工場における維持費用等に必要となる資金の確保、及び資本増強が目的となります。また、①原則として概ね 3 ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしている点、②既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能である点から本スキームを採用することを決定いたしました。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 11 月 21 日
(2) 新株予約権の総数	1,500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 10,800,000 円（第 20 回新株予約権 1 個当たり 7.2 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,500,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,518,300,000 円（注）
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：1,014 円 ただし、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日（当日を含みます。）から起算して 5 価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」といいます。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して 5 価格算定日目目の翌取引日（以下、「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日（以下、「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額（以下、「基準行使価額」といいます。ただし、当該金額が、①下記 3. (1)②記載の上限行使価額を上回る場合は上限行使価額と

	<p>し、②下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が下記3.(1)②記載の上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)となります。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)ものとしします。)</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Biotech Fund
(9) その他	<p>当社は、Evolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項等を規定する新株予約権買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結します。</p> <p>本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

※「コミット・イシュー」とは

当社が新株予約権の行使によって発行される株式の最大総数(本新株予約権については1,500,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として61価格算定日以内に、割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として28価格算定日以内に、600,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすること(前半コミット)を約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権に係るコミット・イシューの特徴です。

また、全ての本新株予約権の行使に関して、1,689円という上限行使価額が定まっており、原則全12回の各修正後の基準行使価額(なお、修正後の各基準行使価額は、各修正日に先立つ5連続価格算定日の、各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出されます。)と比較して発行されることとなります。ただし、修正後の基準行使価額が2,252円を超える場合、当該修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々々の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出された基準行使価額となります。

第20回新株予約権	
発行数	1,500,000個
発行価額の総額	10,800,000円
行使価額の総額	1,521,000,000円
期間	最長5ヶ月
リセット回数	通算で最大16回(予定)
上限行使価額	1,689円
上限撤回価額	2,252円
行使価額	VWAPの90%
全部コミット	有り
前半コミット	有り
下限行使価額	563円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の事業概要及び事業進展状況

当社は、製薬業界で培った開発経験とネットワークを駆使し、満足な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。一般的な創薬型バイオベンチャーにおいて重要な事業領域である「創薬」領域に加え、当社独自の製造プラットフォームを保有することにより、バイオ医薬品の製造という「製薬」領域も担うことのできるバイオフーマ企業であります。当社グループは、現在、組換えインフルエンザHA(注1)ワクチンを中心とした次世代のバイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を主な事業としております。

バイオ医薬品自社開発事業においては、平成18年8月に遺伝子組換え手法を用いた独自のバイオ医薬品製造技術を保有する米国のProtein Sciences Corporation(以下、「PSC」という。)より、Baculovirus Expression Vector System(以下、「BEVS」(注2)という。)技術を用いたインフルエンザHAワクチンの日本国内における独占的な開発、製造及び販売権を取得、平成22年11月には、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的事業化権を追加取得し、東アジア市場においても事業展開を開始いたしました。現在、「UMN-0502」(季節性組換えインフルエンザHAワクチン(多価)(注3)、以下、「UMN-0502」という。)、 「UMN-0501」(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1)(注4)、以下、「UMN-0501」という。)及び「UMN-0901」(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2)(注5)、以下、「UMN-0901」という。)の開発を進めております。また、平成28年9月に、フィンランドにあるタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授及びブラゼビッチ博士より、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルスに対する「UMN-2002」(組換えノロウイルスVLP単独ワクチン、以下、「UMN-2002」という。)の非独占事業化権を取得し、開発を進めております。その他、ノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003」(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン)の開発を進めております。

平成22年9月に、アステラス製薬株式会社と国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の共同事業化に関する提携契約を締結し、共同で開発を実施しております。UMN-0502については、平成25年1月には、技術導入元であるPSCが季節性組換えインフルエンザHAワクチンとして、米国食品医薬品局(FDA)より製造販売承認を取得し、「Flublok®」の製品名で米国にて販売を開始しております。また、UMN-0502(アステラス製薬株式会社の開発コード:ASP7374)については、国内で実施した第Ⅲ相臨床試験において全ての目的を達成したことから、平成26年5月にアステラス製薬株式会社が、インフルエンザの予防の効能・効果で、厚生労働省に製造販売承認を申請いたしました。医薬品の審査は独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施いたします。審査当局では、医薬品の品質、有効性、安全性について現在の科学技術に基づいて審査が行われます。承認審査業務は、審査当局のホームページ [3](https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-</p>
</div>
<div data-bbox=)

reviews/0001.html に記載されているとおり、多岐に亘る審査が実施されます。現状、審査当局により、新薬承認審査の基準を国際的に統一し、医薬品の特性を検討するための非臨床試験・臨床試験の実施方法やルール、提出書類のフォーマットなどを標準化することにより、製薬企業による各種試験の不必要な繰り返しを防いで医薬品開発・承認申請の非効率を減らし、結果としてよりよい医薬品をより早く患者のもとへ届けることを目的として設置された ICH (International Conference on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use, 日米 EU 医薬品規制調和国際会議) が設定するガイドライン等に基づく審査が行われており、当該審査過程において当局より発出される品質、有効性、安全性等に関する各種照会事項のやりとりをしております。発出された照会事項に対しては適時に対応しておりますが、今後も照会事項を含め、当局にて各種審査が継続する見込みであります。また並行して、当社連結子会社である株式会社 UNIGEN 岐阜工場 (以下、「岐阜工場」という。) 内に建設したバイオ医薬品原薬生産施設において、性能適格性評価 (Performance Qualification:PQ) 及び Process Validation (PV) を完了、平成 26 年 11 月に医薬品の製造に必要な医薬品製造業許可を取得いたしました。また、UMN-2002 においては平成 26 年 2 月に第一三共株式会社と共同研究契約を締結し、基礎研究を行っております。

バイオ医薬品受託製造事業においては、平成 26 年 12 月に、当社、当社連結子会社である株式会社 UNIGEN、PSC 及びバイオ医薬品原薬供給事業における共同事業者であり株式会社 UNIGEN の持分比率 50% を保有する株式会社 IHI の 4 社にて締結した、PSC が米国で販売している Flublok® の原薬を岐阜工場より供給することの可能性検討に関する基本合意、並びに平成 28 年 2 月 12 日に株式会社 UNIGEN と PSC が締結した正式合意に基づき、平成 28 年 4 月 7 日 (米国現地時間) に、FDA と PSC が製造所認可申請のための事前面談である Type C Meeting を実施いたしました。FDA からの指示並びに要請事項については、準備を進める過程において検討していた、PSC が保有する米国工場にて製造している Flublok® 原薬と岐阜工場にて試験製造した Flublok® 原薬との品質の同等性を確認するデータをもって認可取得するという対応事項の想定範囲内でありました。平成 26 年 5 月に、アステラス製薬株式会社が、国内において UMN-0502 の製造販売承認を申請する際に、PSC が保有する米国工場で製造した Flublok® 原薬と岐阜工場で試験製造した UMN-0502 原薬の品質の同等性を確認するデータを取得しているため、FDA に対する正式申請及び岐阜工場製造所認可にあたって支障はないとの認識の下、平成 28 年 7 月より 10 月まで岐阜工場において Flublok® 原薬の試験製造を実施いたしました。本書開示日現在において、試験製造した原薬を用いて、PSC と協力して FDA による岐阜工場製造所認可に向けた正式申請準備作業を進めております。なお、Flublok® は、平成 27 年 6 月に PSC が、2014 年 - 2015 年シーズンに実施した Flublok® (4 価) と既承認孵化鶏卵ワクチン (4 価) との有効性比較臨床試験の結果を発表、Flublok® (4 価) 接種群において統計的有意差をもってインフルエンザ発症予防効果が示されております。平成 28 年 10 月 7 日に、PSC が当該有効性比較臨床試験の結果を基に FDA に申請してあります Flublok® 4 価製剤が、FDA より製造販売承認を取得するなど、米国内での Flublok® の存在意義が高まっております。

(2) 平成 28 年 5 月 25 日開示新中期経営計画達成に向けたアクションプランの遂行状況

当社は、平成 28 年 5 月 25 日に新中期経営計画 (注 7) を公表し、UMN-0502 製品供給による収益計上開始、米国向け Flublok® 原薬輸出事業を通じた収益拡大及び自社開発パイプラインの早期事業化に加え新規シーズ導入により、着実な利益成長を目指す目標を打ち出しました。特に利益成長を実現するために、供給機会拡大を見据えた岐阜工場生産能力の増強、米国向け Flublok® 原薬輸出事業実現に向けた FDA による製造所認可対応、既存自社開発パイプラインの早期事業化及び長期的成長を実現するための新規シーズ導入等のアクションプランを確実に実行することが、新中期経営計画の実現において重要であると認識しております。

アクションプランの詳細及び遂行状況は以下のとおりであります。

- ① 米国向け Flublok® 原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及び FDA による製造所認可対応
ア. 供給量拡大を見据えた岐阜工場生産能力の増強

将来において、アステラス製薬株式会社への安定供給のみならず、米国市場をはじめとする海外への原薬輸出に係る供給責任を果たすために、岐阜工場の生産能力の増強が必須となります。国内にお

ける季節性インフルエンザワクチン市場は、2015年～2016年シーズンの想定供給量が約6,000万接種回分となっており、また米国市場においては2015年～2016年シーズンの想定供給量が1.71億接種回分から1.79億接種回分となっており、合計で2億接種回分を超える市場規模であります。平成28年2月12日の米国向けFlublok®原薬輸出事業の正式合意に至る協議過程において、PSCから提示を受けた想定販売計画量を検討した結果、国内外市場に対する必要供給量の合計が、現状の主培養槽2基体制における生産能力である1,300万接種回分～2,000万接種回分を上回ることが明らかになりました。医薬品はヒトの生命に直結することから、製薬企業は極めて高度な供給責任を有しております。また、当社及び株式会社UNIGENは、アステラス製薬株式会社及びPSCに対して、契約において供給義務を負っております。従いまして、国内外市場に対する供給体制を万全とするためには、遅くとも平成30年度までには現状の主培養槽2基体制から4基体制とし、生産能力を2,700万接種回分～4,000万接種回分とする必要があるとの判断に至りました。医薬品原薬生産工場の場合、設備の変更等について当局の審査を経なければならないことから、追加設備投資には相応の期間が必要となります。従いまして、平成27年8月より岐阜工場生産能力増強に係る設計業務等の先行準備を行ってまいりましたが、平成28年2月12日に、生産能力増強のための設備投資を実施することについて取締役会にて決議し、増設に係る工事を開始、主要設備の設置が完了した段階にあります。なお、平成28年7月29日に開示したとおり、UMN-0502の今期の商用生産の見送りに伴い、稼働開始時期を平成29年12月に変更しておりますが、上述のとおり、平成30年度より4基体制へ移行すべく、増設工事を進めております。

イ. 岐阜工場におけるFDAによる製造所認可対応

新中期経営計画の実現において、米国向けFlublok®原薬輸出事業は国内事業と同様に重要な事業の柱と位置付けております。今後FDAからの岐阜工場の製造所認可に向けた各種準備対応を行い、2017年～2018年シーズンからの原薬供給開始を目指しております。平成28年4月7日（米国現地時間）に、FDAとPSCが製造所認可申請のための事前面談であるType C Meetingを実施いたしました。FDAからの指示並びに要請事項は、PSCが保有する米国工場にて製造しているFlublok®原薬と岐阜工場にて試験製造したFlublok®原薬との品質の同等性を確認するデータをもって認可取得するという対応事項の想定範囲内でありました。平成26年5月に、アステラス製薬株式会社が、国内においてUMN-0502製造販売承認を申請する際に、PSCが保有する米国工場で製造したFlublok®原薬と岐阜工場にて試験製造したUMN-0502原薬の品質の同等性を確認するデータを取得しているため、FDAに対する正式申請及び岐阜工場製造所認可に支障はないとの認識の下、岐阜工場を米国向けFlublok®原薬製造所として早期に認可を取得すべく、PSC及び株式会社UNIGENが協力して正式申請に向けた諸準備を積極的に進めていくことといたしました。平成28年7月より10月までの間に岐阜工場にてFlublok®原薬の試験製造を実施、原薬サンプルをPSCに送付し、本書開示日に至るまで、PSCにて品質の同等性を確認する各種試験を行っております。

② 既存自社開発パイプラインの早期事業化及び長期的成長を実現するための新規シーズ導入

当社グループとして、長期的成長を果すために継続的に自社開発パイプラインへの投資が重要となります。アステラス製薬株式会社が厚生労働省に対して製造販売承認を申請しているUMN-0502、第一三共株式会社と共同研究を実施しているUMN-2002をはじめとする自社開発パイプラインの早期事業化のために、継続的な研究開発投資が重要となります。UMN-0502については、国内にて早期に製造販売承認を取得するための更なる研究開発費用が必要であり、またUMN-2002についても、早期に共同事業化フェーズに移行するための更なる研究開発費用が必要であります。一方、当社グループの長期的企業成長を実現するため、既存自社開発パイプラインのみならず、新規シーズの積極的な導入活動を図っております。平成28年6月28日に開示したとおり、中南米に脅威をもたらす、その他地域にも広がりを見せているジカウイルス感染症の感染拡大に対応するため、PSCがSinergium Biotech（本社：アルゼンチン ブエノスアイレス CEO：アレジャンドロ・ジル）及びMundo Sano（本社：アルゼンチン ブエノスアイレス CEO：シルビア・ゴールド）と取組み中の、ジカウイルスワクチンを共同で開発するコンソーシアムに参加することを検討するためのパートナーシップ契約を締結するなど、新規シーズ導入に向けた活動を積極的に展開しております。

(3) 新中期経営計画達成のためのアクションプラン遂行に係るこれまでの資金調達の状況、及び事業進展状況からみた新たな資金調達の必要性

新中期経営計画達成に向け、このアクションプランを実行するため、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、Evolution Biotech Fund を割当先とする第 19 回新株予約権の発行を決議し、平成 28 年 9 月 1 日までの間に 2,219 百万円（発行諸費用 15 百万円差引後）の資金調達を実施してまいりました。当該資金調達につき発行決議時想定との差引手取額を 3,092 百万円円としていたところ、行使期間において当社株価が軟調に推移したため、平均行使価額が発行決議時点での当初行使価額を下回った結果、上述のとおり、平成 28 年 9 月 1 日行使完了時点における実際手取額は 2,219 百万円と、873 百万円の差異が生じております。結果、上記アクションプランの完遂、中期経営計画の実現に向けて新たに資金を調達していく必要が生じております。

一方、株式会社 UNIGEN において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン トランシェ A を組成し、岐阜工場初期建設資金の調達を目的として長期借入を行っており、また同様に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン トランシェ B を組成し、岐阜工場立上げのための試験製造に係る運転資金及び岐阜工場増設工事建設資金として借入を行っております。シンジケートローンのうち トランシェ A 長期借入金については、平成 27 年 12 月 30 日より返済を開始しておりますが、岐阜工場増設工事建設資金の借入を実行している結果、当社グループにおける平成 28 年 9 月末現在の有利子負債残高は 11,483 百万円となっており、これ以上の借入は困難な状況にあります。

業績面におきましては、平成 28 年 10 月 18 日に開示したとおり、審査当局により、ICH (International Conference on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use. 日米 EU 医薬品規制調和国際会議) が設定するガイドライン等に基づく審査が行われており、審査過程において当局より発出される品質、有効性、安全性等に関する各種照会事項に係るやりとりをしております。発出された照会事項に対しては適時に対応しておりますが、今後も照会事項を含め、当局にて各種審査が継続する見込みであります。結果、平成 28 年 5 月 25 日開示時点で想定していた売上の大部分を占める UMN-0502 に係るアステラス製薬株式会社からのマイルストーン収益の当期中の計上が困難となることから明らかとなった結果、売上が大幅に減少することが見込まれることから、平成 28 年 12 月期当社連結及び単体業績予想を修正しております。また、当社連結純資産に関しては、当社において第 19 回新株予約権の発行・行使を通じた資本増強、並びに当社連結子会社である株式会社 UNIGEN において、平成 28 年 3 月 28 日開催の同社取締役会にて募集株式の発行を決議し、株式会社 IHI と協力し子会社での資本増強を図ってまいりましたが、上述のとおり、第 19 回新株予約権の実際手取額が発行決議時想定より大幅に減少したこともあり、平成 28 年 10 月 31 日に開示した平成 28 年第 3 四半期連結決算短信のとおり、平成 28 年 9 月末時点での当社連結純資産額は△148,751 千円〔監査レビュー中〕と債務超過状態にあります。また、上述の修正連結業績予想に鑑みますと、通期連結純資産額も債務超過状態となることが想定されます。加えて、平成 28 年 12 月期中の UMN-0502 製造販売承認取得が困難と判断する中、平成 28 年 10 月 18 日に開示したとおり、第 19 回新株予約権の行使を通じて調達した資金使途の変更を行い対応しておりますが、岐阜工場維持費用を中心とする当面の事業活動資金の更なる確保が必要となっております。従いまして、今後利益成長を目指す過程において、より一層の財務基盤の強化が喫緊の課題となっており、必要な対応を早急に図る必要があると判断しております。

上記状況に鑑み、当社は、様々な資金調達の選択肢について検討した結果、今回、本新株予約権発行を実施し、新たに資金を調達することを決定いたしました。

今回の調達資金は、新中期経営計画に沿ったアクションプランを完遂し、中長期利益計画を達成すべく、平成 29 年度から事業開始を計画している米国向け Flublok®原薬輸出事業において平成 30 年度以降における供給量拡大を見据えた岐阜工場における生産能力増強を目的とする設備投資資金、アステラス製薬株式会社と共同で開発している UMN-0502、第一三共株式会社と共同で開発している UMN-2002 をはじめとする既存自社開発パイプラインの早期の製造販売承認又は事業化に向けた研究開発、及び長期的成長の源泉となる新規シーズ導入及び当該研究開発投資資金、UMN-0502 製造販売承認取得までの期間において一時的に発生する岐阜工場の運転資金、また、岐阜工場増設工事に係る設備投資資金の一部に充当することを目的として借り

入れた借入金の返済資金に充当する予定であります。加えて、資本増強を通じて直近の財務状況の改善を図るものであります。これにより、平成 28 年 10 月 18 日に公表した「業績予想修正に関するお知らせ」に記載したとおり、本書提出日現在における審査進展状況を総合的に勘案し、平成 29 年 12 月期からの日本国内での UMN-0502 商用生産開始をする見通しに変更はなく、今回の資金調達により、国内 UMN-0502 商用生産開始を実現し、国内 UMN-0502 事業からの収益基盤、及び米国向け Flublok®原薬輸出事業収益拡大による中長期的成長を確実なものとするとともに、得られた収益を新たな開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資並びに岐阜工場の更なる生産能力増強のための設備投資に充当することによる将来収益の一層の拡大と、当社グループの持続的成長を支えるための財務基盤の強化を実現することで、企業価値を向上してまいり所存であります。

(注) 1. HA (Hemagglutinin ヘムアグルチニン)

In Vitro にて赤血球の凝集体を作らせる働きを有する糖タンパクで、インフルエンザをはじめとするウイルスや細菌等の表面に存在する。ウイルスは、ヘムアグルチニンの働きにより、細胞に感染する。HA 1 と HA 2 からなるモノマー (単量体) がトリマー (三量体) を形成する構造をとる。

2. BEVS (Baculovirus Expression Vector System)

当社グループの開発パイプラインの製造プラットフォームとなる基盤技術

3. 多価

季節性インフルエンザ HA ワクチンは、複数のインフルエンザウイルスタイプに対して予防効果が得られるよう、複数のワクチン成分が含まれている。多価とは、複数のワクチン成分が含有されていることを示すものである。

例えば、4 価の場合、4 種類のウイルスタイプに対する 4 つのワクチン成分が含まれていることをいう。

4. H5N1

A 型インフルエンザウイルス表面には、ヘムアグルチニン (HA) とノイラミニダーゼ (NA、下記 (注6) 参照) があり、インフルエンザウイルスは HA と NA の種類によって H と N の番号が付される。A 型インフルエンザウイルスにおいては、HA が少なくとも 16 種類 (H1~H16)、NA は 9 種類 (N1~N9) 存在している。H5N1 は、H5 と N1 の組み合わせを持つウイルス株であることをいう。

5. H9N2

(注) 4 に記載する H5N1 と同様に、H9 と N2 の組み合わせをもつウイルス株であることをいう。

6. ノイラミニダーゼ (Neuraminidase : NA)

動物の種々の臓器、微生物、ウイルスに存在する酵素で、シアル酸を糖タンパクや糖脂質から切り離す作用を有する。インフルエンザウイルスのもつノイラミニダーゼは、ウイルス表面にある HA と宿主細胞表面のシアル酸の結合を切断することで、ウイルスが細胞外に放出され増殖することが可能となる。

7. 新中期経営計画

詳細につきましては、平成 28 年 5 月 25 日に TD-net 及び当社ホームページにて開示した「中期経営計画策定に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て（以下、「本件第三者割当」という。）、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結します。

① 行使コミット条項

割当予定先は、本新株予約権の発行日（当日を含む。）から、その61価格算定日目の日（当日を含む。）（以下、「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下、「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使すること（以下、「全部コミット」といいます。）をコミットしています。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日（当日を含む。）から、その28価格算定日目の日（当日を含む。）（以下、「前半コミット期限」といいます。）までの期間（以下、「前半コミット期間」といいます。）に、600,000株相当分以上の本新株予約権を行使すること（以下、「前半コミット」といいます。）をコミットしています。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年2月20日（本新株予約権の発行日の61価格算定日目の日）であり、前半コミット期限は平成28年12月30日（本新株予約権の発行日の28価格算定日目の日）となりますが、これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は後ろ倒しされることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合（以下、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（ただし、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（ただし、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先の義務は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらの義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額のリセット

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日（当日を含みます。）から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。ただし、当該金額が、①上限行使価額（以下に定義します。）を上回る場合には上限行使価額が修正後の行使価額となり、②下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「基準行使価額」は、修正日に、修正日に先立つ5連続価格算定日の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ90%に相当する金額の1円

未満の端数を切上げた額とし、

「上限行使価額」は当初1,689円とし、「下限行使価額」は当初563円とします。

もつとも、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額である2,252円を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再び、上記「1.募集の概要 新株予約権発行の概要 (6) 行使価額」に記載のとおり、当該修正日以後の各修正日において、各修正日に先立つ5連続価格算定日の各価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出される基準行使価額となります（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。）。当該上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

③ 買取条項

当社は、コミット期間延長事由が5回以上発生した場合、当該5回目のコミット期間延長事由が発生した日以降いつでも、割当予定先に対して、2週間以上の事前の通知を行うことにより、本新株予約権の全部又は一部をその払込金額と同額で買い取ることができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「本件第三者割当による調達」に記載のメリット及びデメリットがありますが、本スキームは原則として概ね3ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、メリットが上回っているものと判断しております。また、以下に記載の「他の資金調達方法との比較」のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。従いまして、本スキームにより、当社の事業計画に喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定いたしました。

[本件第三者割当による調達]

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

- ・メリット
- ① 短期間における確実な発行
新株式発行予定株数（1,500,000株）を、原則として61取引日期間において全株発行（全部コミット）します。
- ② 分割発行
全部コミットに加えて前半コミットが存在することで、複数回に分けて行使が行われやすいスキームとなっており、まとまった資金調達とタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。
- ③ 株価上昇時の行使促進効果
今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,500,000株について、1,689円という上限行使価額を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、61取引日の経過を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。
- ④ 株価上昇時の資金調達額の増大
修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々の時価を基準に算出されるようになります。その場合、株価が当初の水準から大幅に上昇した状態となっているため、新株予約権1個の行使による資金調達額が増大することが期待されます。
- ⑤ 買取条項
コミット期間延長事由が5回以上発生した場合には、当社の選択により割当予定先に対して、いつでも残存する本新株予約権の全部又は一部につき、その払込金額と同額での買取りを請求することが可能です。当該買取りに関して、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。
- ⑥ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）
新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が当社の希

望する水準に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達のスタンバイが可能となります。

・デメリット

- ① 当初に満額の資金調達はできない
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価上昇時の資金調達額の限界
上限行使価額が1,689円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額は上限行使価額による調達額が当初の上限となります。ただし、上限撤回価額2,252円を超える場合にはその限りではありません。
- ③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。
- ④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

- ① 新株式発行による増資
 - (a) 公募増資
公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
 - (b) 株主割当増資
株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。
 - (c) 第三者割当増資
第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つかっておらず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。
- ② MSCB
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 行使価額が固定された新株予約権
行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

④ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することができません。

⑤ 借入・社債による資金調達

当社グループは、これまでに株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成、当該シンジケートローンにより借り入れた資金を岐阜工場初期建設資金、岐阜工場増設資金及び運転資金の一部に充当してまいりました。結果、当社グループにおける平成28年9月末時点の有利子負債残高は11,483百万円となっており、現状において、これ以上の借入が困難な状況であります。また、借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、喫緊の課題である資本増強の手段になり得ないこと、また財務健全性のさらなる低下を招く結果、企業与信に影響を及ぼす可能性があることから、他の方法により資金調達を図らざるを得ません。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,531,800千円
	本新株予約権の払込金額の総額	10,800千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,521,000千円
②	発行諸費用の概算額	13,500千円 (内訳) 登記費用 5,800千円 価額算定及び反社会的勢力との関連性に関する調査費用 5,150千円 届出書作成費用等 2,550千円
③	差引手取概算額	1,518,300千円

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

<本新株予約権発行による調達資金> ※発行諸費用差引前の概算数値を仮入力

手取資金の用途	具体的な内訳	金額（百万円）	支出予定時期
連結子会社である株式会社 UNIGEN への投融資資金	① 米国向け Flublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強		
	ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金	562	平成29年1月～平成29年12月
	イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金	369	平成29年1月～平成29年3月
	② 岐阜工場運転資金	407	平成29年1月～平成29年3月

手取資金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	支出予定時期
自社開発資金	自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金	180	平成 29 年 3 月～ 平成 29 年 6 月
合計		1,518	

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して 20 取引日に達した場合及びコミット期間延長事由が 5 回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、調達した資金は、以下の優先順位にて充当してまいります。

- ・① ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金
- ・ 自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金
- ・② 岐阜工場運転資金
- ・① イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金

また、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や保全性の高い手法等で保管・運用する予定であります。

(平成 28 年 6 月 13 日発行第 19 回新株予約権の行使に伴う調達資金の充当状況及び資金使途変更について)

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会にて、第 19 回新株予約権 1,800,000 株の発行を決議し、平成 28 年 6 月 13 日に第 19 回新株予約権買取契約を締結、平成 28 年 9 月 1 日までの期間において、第 19 回新株予約権の行使に伴う資金調達を実施してまいりました。平成 28 年 5 月 25 日発行決議時点での手取額（発行諸費用差引後）を 3,092 百万円と想定しておりましたが、実際の手取額（発行諸費用差引後）は 2,219 百万円と、873 百万円の差異が生じる結果となりました。また、平成 28 年 10 月 18 日の取締役会にて、平成 28 年 12 月期中の UMN-0502 の製造販売承認取得は困難と判断したことから、平成 28 年 12 月期通期連結及び単体業績を修正することにつき決議いたしました。

かかる事業環境の変化に鑑み、平成 28 年 5 月 25 日第 19 回新株予約権発行決議時に、米国向け Flublok® 原薬輸出事業等を見据えた岐阜工場生産能力の増強のための設備投資資金として充当する予定であった 591 百万円のうち、410 百万円を追加的に発生する岐阜工場の維持費用に、113 百万円を UMN-0502 をはじめとする自社開発パイプライン及びジカウイルスワクチン等新規シーズへの研究開発投資資金に、それぞれ振り替えて充当することといたしました。また、岐阜工場設備投資の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金として 900 百万円を充当する予定でありましたが、第 19 回新株予約権の実際手取額に大幅な差異が生じたことから、返済を取り止め、当面の間、借入を継続することといたしました。一方、米国向け Flublok® 原薬輸出事業準備関連資金として充当予定であった 918 百万円については、当初想定していた試験製造ロット数が減少したことにより、実際の支出額が 723 百万円に減少したことから、これらの差額を、既に返済を開始している株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン・トランシェ A 長期借入金の返済資金 261 百万円の一部として振り替えて充当することといたしました。第 19 回新株予約権に係る資金使途変更の詳細は以下のとおりであります。

(変更前)

手取資金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	支出予定時期
連結子会社である 株式会社 UNIGEN への投融資資金	① 米国向け Flublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及び FDA による製造所認可対応 ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金 イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金 ウ. 米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金	591 900 918	平成 28 年 6 月～平成 29 年 12 月 平成 28 年 6 月～平成 28 年 12 月 平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月
	② 岐阜工場運転資金	100	平成 28 年 6 月～平成 28 年 12 月
	③ 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエ A 長期借入金の返済資金	261	平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月
自社開発資金	自社開発パイプライン及び新規シーズの研究開発費用	322	平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月
合 計		3,092	

(変更後)

手取資金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	支出予定時期 (注 1)
連結子会社である 株式会社 UNIGEN への投融資資金	① 米国向け Flublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及び FDA による製造所認可対応 ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金 イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金 ウ. 米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金	29 二 723	平成 28 年 6 月～平成 28 年 8 月 二 平成 28 年 6 月～平成 28 年 10 月
	② 岐阜工場運転資金	510	平成 28 年 6 月～平成 28 年 12 月
	③ 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエ A 長期借入金の返済資金	522	平成 28 年 6 月～平成 28 年 12 月
自社開発資金	自社開発パイプライン及び新規シーズの研究開発費用	435	平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月
合 計 (注 2)		2,219	

(注 1) 既に支出した使途につきましては、確定した時期を記載しております。

(注 2) 合計金額は、いずれも発行諸費用差引後の額 (税抜) を表示しております。

なお、本書提出日現在における、第 19 回新株予約権の行使により調達した資金の充当状況は、以下のとおりであります。

これまでに、岐阜工場生産能力増強を目的とする設備投資資金を資金使途とする 29 百万円を平成 28 年 8 月までの期間において、米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金を資金使途とする 723 百万円を平成 28 年 10 月までの期間において、それぞれ充当済みであります。岐阜工場運転資金とする 510 百万円のうち 91 百万円は充当済みであり、残額 419 百万円は平成 28 年 12 月までを期間として充当する予定であります。株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシェ A 長期借入金の返済資金とする 522 百万円のうち 261 百万円は充当済みであり、残額は平成 28 年 12 月までを期間として充当する予定であります。また、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金とする 435 百万円のうち 252 百万円は充当済みであり、残額 183 百万円は平成 29 年 2 月までの期間において充当する予定であります。

(今回の本新株予約権発行による調達資金の使途内訳について)

今回の本新株予約権発行による調達資金は、第 19 回新株予約権の実際手取額の減少、及び上記資金使途変更を踏まえ、連結子会社である株式会社 UNIGEN への投融資資金として、米国向け Flublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強を目的とする設備投資資金、設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金を改めて調達するとともに、UMN-0502 製造販売承認取得までの期間において一時的に必要となる岐阜工場運転資金、並びに自己開発資金として自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金を新たに調達するものであります。

連結子会社である株式会社 UNIGEN への投融資資金

① 米国向け Flublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強

ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金

岐阜工場生産能力の増強については、国内外市場に対する供給体制を万全とするために、遅くとも平成 30 年度には主培養槽を 4 基体制に増強する必要があることから、主培養槽の増強及び排水処理設備の増強等に 562 百万円（税込）を充当する予定であります。

イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金

上記設備投資に充当することを目的として借り入れた株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシェ B 借入金の返済に 369 百万円を充当する予定であります。

なお、当社の連結子会社である株式会社 UNIGEN の設備投資の内容については、平成 28 年 11 月 4 日現在、以下のとおりとなっており、投資予定金額 2,592 百万円（税抜）のうち、現在までに 2,071 百万円（税抜）を先行費用として自己資金及び借入金にて充当済みであります。残額 521 百万円（税抜、税込額 562 百万円）と、当該設備投資に充当することを目的として借り入れた借入金の一部返済に今回調達した資金を充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 生産能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社 UNIGEN	岐阜工場 (岐阜県揖斐郡池田町)	—	組換えインフルエンザワクチンをはじめとするバイオ医薬品原薬製造設備	2,592	2,071	当社からの投融資資金、借入金、リース及び自己資金	平成 27 年 8 月	平成 29 年 12 月	インフルエンザ ワクチン 完成前 1,300 万回～ 2,000 万回分 完成後 2,700 万回～ 4,000 万回分

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

② 岐阜工場運転資金

主に岐阜工場における生産準備等にて発生する原材料・資材の購入を含む運転資金に 407 百万円を充当する予定であります。

自社開発資金

自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金

アステラス製薬株式会社と共同開発している UMN-0502 をはじめとする既存自社開発パイプラインの早期の製造販売承認又は事業化に向けた研究開発、長期的成長の源泉となる新規シーズ導入及び当該研究開発に 180 百万円を充当する予定であります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本件第三者割当により調達した資金を上記「4. 調達資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化が実現できることから、株主価値の向上に資するものであり、本件第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）（以下、「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計と当社との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく全部コミット及び前半コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先が新株予約権を行使する際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ 5.98 円～7.17 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を 7.2 円とし、本新株予約権の行使価格は当初、平成 28 年 11 月 2 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し 10% 下回る額といたしました。

本新株予約権の発行価格の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格レンジであると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されております。当社は、本新株予約権の内容及び特徴、本新株予約権の行使価格の水準等を勘案し、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）が、本新株予約権の発行については、赤坂国際会計より以下の説明を受け、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

- ① 赤坂国際会計の組織及び業務体制並びに同社の第三者割当新株予約権等についての第三者評価業務に関する実績について
- ② 新株予約権のオプション評価の必要性及び有効性の判断基準について

- ③ オプション評価モデルの類型と特徴、各モデルの長所及び短所並びに本新株予約権に適切な評価モデルについて
- ④ 本件新株予約権の評価額に影響を与える普通株式の株価、ボラティリティ、配当率・無リスク利子率等の主要なパラメータ及び評価額への影響について
- ⑤ 本新株予約権の特約条項等を踏まえた原則的な評価モデルの修正について
- ⑥ モンテカルロシミュレーションの手法について

また、行使価額の決定にあたっては、日本証券業協会が示す「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、第19回新株予約権の発行時の条件を勘案し、妥当と判断いたしました。行使価額は当初、平成28年11月2日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する額となり、以後は行使価額の修正基準のとおり、修正日に先立つ価格算定期間におけるVWAP値の平均値を採用することにより、ある時点での株価を採用するよりも、一部投資家による短期間で多量の売買等の投機的な動きによって行使価額が上下に大きく変動する可能性が低く、行使価額の急変リスクを抑えることが可能となり、行使が促進されることが期待されます。なお、株価が上限行使価額である1,689円を大きく上回り推移した場合には61取引日の経過を待たずに行使が促進され迅速な資金調達が可能となります。また、上限撤回価額2,252円を超える場合には上限行使価額が消滅し以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになることから資金調達額の増大といった効果を楽しむことができるメリットを有しております。これらに加え、「(2) 資金調達方法の選択理由 [本件第三者割当による調達]」に記載するその他のメリット、及びデメリットを総合的に勘案しつつ検討した結果、既存株主への利益への影響を一定程度抑えながら、当社の喫緊の課題である資金調達を実現することが可能であることから、当該行使価額は適正かつ妥当であると判断いたしました。行使価額の決定についても、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から特に有利な条件に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,500,000株（議決権数15,000個）は、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数9,581,500株及び議決権数95,779個を分母とする希薄化率は15.7%（議決権ベースの希薄化率は15.7%）に相当します。平成28年5月25日に決議、同年6月13日に発行いたしました第19回新株予約権の発行（希薄化率は18.8%）と合計すると34.4%に相当し、一定の希薄化が生じることになります。しかしながら当社は、平成28年10月18日に開示したとおり、審査進展状況に鑑み平成28年12月期中のUMN-0502の製造販売承認は困難と判断した結果、平成28年12月期通期連結及び単体業績予想を修正、平成28年12月期通期連結及び単体当期純損失の拡大を想定せざるを得ない状況にあり、通期連結純資産額がマイナスとなることが想定されることから、財務状況の改善が喫緊の課題となっております。一方、株主価値向上のため、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、新中期経営計画達成に向けたアクションプランを確実に遂行すべく継続的な設備投資及び研究開発投資が必須であります。これらを解決するため、資本増強並びに必要な投資資金の確保が必要であるとの判断の下、発行数量及び株式の希薄化の規模について慎重に検討し決議いたしました。なお、本新株予約権及び第19回新株予約権の発行により、当社普通株式について25%以上の大幅な希薄化が生じることになります。このため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、当社の社外監査役でありかつ、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員である加藤久満氏及び加藤凱信氏の3名によって構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」という。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、並びに割当先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性はあると思料しますとの意見を受領の上、発行を決議しております。

なお、当社普通株式の直近6ヶ月（平成28年5月から平成28年10月まで）の1日当たりの平均出来高は175,884株であり、直近3ヶ月（平成28年8月から平成28年10月まで）の1日当たりの平均出来高は195,610株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,500,000株を、割当予定先の全部コミット期間である61取引日で売却するとした場合の1取引日当たりの株数は約24,590株（直近6ヶ月平均出来高の14.0%、直近3ヶ月平均出来高の12.6%）となります。割当予定先からは市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を

勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しており、当社として株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を、米国向け原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金、借入金の一部返済資金、並びに主に岐阜工場の運転資金に充当する予定であります。また、資本増強を通じて直近の財務状況の改善を図るものであります。これらを通じて、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることで当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。したがって、本新株予約権の発行による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	Evolution Biotech Fund (エボリューション バイオテック ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2015 年 (平成 27 年) 6 月 2 2 日	
⑥	出 資 の 総 額	純資産：52,516,144米ドル (平成28年9月30日時点、払込資本金 50,000米ドルを含む)	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	100%EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限 責任会社であり、割当予定先の株主であります。)	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	業務執行組合員の概要	該当事項はありません。	
⑩	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875 円	
⑪	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年9月30日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、これまで当社グループの成長基盤となる岐阜工場の生産体制整備及び強化を継続的に実施するとともに、自社開発パイプラインへの研究開発投資並びにバイオ医薬品原薬供給機会の拡大を積極的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための資金を第19回新株予約権を通じて確保してまいりました。

平成28年6月13日付第19回新株予約権の発行にあたっては、平成27年9月に当社に対して割当先である Evolution Biotech Fund とのあつせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 (東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン) から最初の提案を受け、当社内で協議・検討した結果、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、平成28年5月25日開催の取締役会にて Evolution Biotech Fund を割当先とする第19回新株予約権を発行決議し、平成28年6月13日より平成28年9月1日までの期間に

において、第 19 回新株予約権の行使に伴う資金調達を実施してまいりました。当初設定していた行使期間内に全株の行使が完了したものの、第 19 回新株予約権発行決議時の想定調達額 3,092 百万円に対して、実際手取額は 2,219 百万円にとどまった結果、873 百万円の差異が生じる結果となりました。

当社として、第 19 回新株予約権の行使過程において、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社と調達額の累積状況及び当初総定額との差異状況を共有しつつ、上記調達不足分を含む資金を新たに調達することの必要性に鑑み、改めて、機動的かつ確実な資金調達方法について検討してまいりました。このような中、平成 28 年 9 月に割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から新たな調達に関する提案を受けました。当社が発行した第 19 回新株予約権の行使実績において当該新株予約権の行使スキーム、すなわち一定取引期間毎に部分行使コミットが存在し、かつ行使期間全体において全部行使コミットが存在する結果、機動的かつ一定の蓋然性をもって資金調達が可能なスキームであることを確認しておりましたことから、当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達しつつ、一定期間内に行使がコミットされることから当社の喫緊の課題である資本増強が実現可能になるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成 27 年 6 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセル（平成 27 年 8 月発行、同年 12 月行使完了）及び株式会社メドレックス（平成 27 年 12 月発行、平成 28 年 4 月行使完了）の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割り当てられた予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。また、平成 28 年 6 月 13 日に、当社が同社を割当先として発行した第 19 回新株予約権において、割り当てられた予約権のすべてを行使期間内に行使し、一定規模の資金調達を実施した実績があります。割当予定先の 100%出資者である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 有光素生）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC (774 Mays Blvd. Ste. #10, PMB #328 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ) の 100%子会社である EVO Feeder Fund (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド (190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト (c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である Evolution Biotech Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。なお、過去に割当予定先に対して発行した第 19 回新株予約権の行使により発行された株式につきましても、上記方針に従って既に全株式を売却済みであることを口頭にて確認しておりま

す。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fund が50,000米ドルの払込資本金を含み52,516,144米ドルの純資産を有していることを書面（平成28年9月30日時点、未監査）にて確認し、同時に保有資産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書を確認しております。また、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDから払込み及び行使に関して、株価が短期間で上限撤回価額を超えて、行使に必要となる払込金額が当初予定よりも大幅に増加し、追加の資金が必要となった際には、EVO FUNDからEvolution Biotech Fundへ、純資産として資金の払込みがなされる旨口頭で確認しております。さらに、実際に資金需要が発生した際には、Evolution Biotech Fundからの要請を受け、EVO FUNDからプライム・ブローカーに指示が出され、同ブローカーのEVO FUND名義口座からEvolution Biotech Fund名義口座に振替がされる旨確認しております。加えて当社は、割当予定先が過去に行った第三者割当による新株予約権に関する取引において、EVO FUNDからEvolution Biotech Fundの口座に必要な資金移動が行われたことを示す金融機関の取引残高報告書コピーを入手し、適切に資金手当てがなされていたことを確認しております。また、過去に割当予定先に対して発行した第19回新株予約権の払込み及び行使金額の払込みに際しても、適時に適切な払込みがなされております。なお、EVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、平成28年5月に、割当予定先であるEvolution Biotech Fundの代表取締役であるマイケル・ラーチ氏及びアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、Evolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUNDと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、第19回新株予約権発行の際の確認以降についても、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索による確認をいたしました。なお、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都新宿区西新宿4-32-13 代表取締役 中村 勝彦）に割当予定先であるEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUND、EVO FUNDの100%出資者であるEvo Feeder Fund、Evo Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND及びEvo Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年11月4日現在）	
株式会社IHI	4.58%
アピ株式会社	4.04%
坂本 暢子	3.63%
坂本 寿章	2.66%
アステラス製薬株式会社	2.65%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.05%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRAIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.48%
株式会社IHIプラントエンジニアリング	1.43%
松井証券株式会社	1.34%
坂本 クニエ	1.33%

- (注) 1. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
2. 持ち株比率は、平成28年6月30日時点の株主名簿をもとに平成28年11月2日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
3. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 今回の割当予定先以外の株主（本新株予約権発行前からの株主（平成28年11月2日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く。）の所有議決権数の割合については、平成28年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

9. 今後の見通し

本件第三者割当による平成28年12月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当及び第19回新株予約権の発行により、当社普通株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本件第三者割当の調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本件第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本件第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する

本第三者委員会を設置し、本件第三者の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成28年11月4日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

意見の結論

本件第三者割当の必要性及び相当性はあると史料します。

結論に至った理由

(1) 必要性

当社のビジネスモデルに照らして、UMN-0502 製品供給による収益計上開始、米国向け Flublok®原薬輸出事業を通じた収益拡大、自社開発パイプラインの早期事業化、及び新規シーズ導入が、当社の事業戦略にとって必要であり、そのための資金調達が必要である。既にこの目的のために平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において第 19 回新株予約権を発行決議し資金調達を実施しているが、このとき実際に調達した金額は予定額に達しておらず、依然として資金調達の必要がある。更に岐阜工場増設工事のために借入金が増大したこと、国内での UMN-0502 製造販売承認取得時期が遅延して当社の業績が急激に悪化したこと、平成 28 年 9 月末日時点で債務超過に陥っていることから、負債によらない資金が早急に必要である。これらの必要性に関し特に不合理な点も見いだせず、資金調達の必要性が認められる。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

他の資金調達手段として銀行借入・社債発行、新株発行（公募または株主もしくは第三者割当）、転換社債型新株予約権付社債発行、行使価額が固定された新株予約権の割当て、新株予約権の無償割当てによる調達手段と比較して、既存株式の希薄化の程度、投資家側の事情、当社にとっての資金調達の確実性やその財務状態を考えると、新株予約権の第三者割当による資金調達に合理性があり、特に不合理な点は見いだせない。

(イ) 割当先について

割当予定先である Evolution Biotech Fund について、十分に投資実績があり、調査会社に委託して当該割当予定先及び割当予定先に出資している投資家が反社会的勢力に該当するか否かの調査も行っており、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されていない。

(ウ) 発行条件について

有価証券の価値の査定に定評のある株式会社赤坂国際会計が本件第三者割当にかかる新株予約権について発行条件を踏まえて価値評価を行っており、同社が評価額をどのように算出したかについて、同社担当者から直接説明を受け、その説明について特に不合理な点は見いだせない。その評価額に照らして、発行価格について不合理な点はない。その他の発行条件についても、当社と割当予定先との間で締結予定である投資契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、当該投資契約書については当社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しているとのことで、その交渉プロセスにも不備がない。

(エ) 希釈化について

本件第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるものの、本件第三者割当により調達した資金が貴社の中核ビジネスとして利益成長を実現することとなる、UMN-0502 製品供給及び米国向け Flublok 原薬輸出事業を通じた収益拡大、並びに自社開発パイプラインの早期事業化や新規シーズ導入といった各計画に充てられることを考えると、本件第三者割当が貴社の企業価値及び株主価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとって希薄化を上回る効果があると思われる。

(オ) その他

当社は、投資家への配慮として、業績予想値に関する今後の開示について、保守的な数値をとりつつ、リスクに関する説明を充実させ、今まで以上に充実させることを企図している。この点についても本件第三者割当の相当性を基礎づける要素として評価する。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、本件第三者割当を行うことを決議いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
連結売上高	93百万円	1,108百万円	202百万円
連結営業利益	△4,421百万円	△3,942百万円	△3,207百万円
連結経常利益	△4,147百万円	△4,249百万円	△3,390百万円
連結当期純利益	△3,717百万円	△3,961百万円	△3,390百万円
1株当たり連結当期純利益	△491.59円	△452.34円	△354.16円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	498.74円	387.74円	34.84円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,396,500株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	36,500株	0.32%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始値	1,700円	3,010円	2,950円
高値	9,830円	4,015円	3,495円
安値	1,690円	2,020円	1,186円
終値	3,050円	2,921円	1,746円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	2,051円	1,870円	1,578円	1,330円	1,320円	1,267円
高値	2,420円	2,050円	1,642円	1,350円	1,384円	1,532円
安値	1,735円	1,285円	1,327円	1,103円	1,230円	1,115円
終値	1,869円	1,538円	1,390円	1,304円	1,284円	1,156円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年11月2日
始値	1,140円
高値	1,147円
安値	1,101円
終値	1,126円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 25 年 10 月 17 日
調達資金の額	994,718,200 円 (差引手取概算額)
割当価額	3,807 円
割当時における発行済株式数	7,651,700 株
当該割当による発行株式数	262,600 株
割当後における発行済株式総数	7,914,300 株
割当先	アステラス製薬株式会社
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	UMN-0502 及び UMN-0501 の研究開発投資資金として平成 25 年 10 月から平成 27 年 12 月までの期間において全額を充当する予定であります。
現時点における充当状況	当初予定通り上記の資金使途に充当しております。

・第三者割当による第 18 回新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権) の発行

割当日	平成 25 年 10 月 17 日
調達資金の額	4,195,800,000 円 (差引手取概算額)
発行価額の総額	12,800,000 円 新株予約権 1 個当たり 1,280 円
新株予約権の総数	10,000 個
当初行使価額	4,205 円
割当時における発行済株式数	7,651,700 株
当該割当による潜在株式数	1,000,000 株
現時点における行使状況	5,116 個の新株予約権が行使済みです。なお、当社は平成 26 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において、平成 26 年 9 月 17 日において残存する新株予約権の全部を消却することを決議しております。さらに、当社は平成 26 年 9 月 2 日付で野村証券株式会社に対して平成 26 年 9 月 4 日から平成 26 年 9 月 17 日までを行使停止期間とする通知を行っております。当該決議に基づき、平成 26 年 9 月 17 日に新株予約権 4,884 個の全部を消却しております。
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	連結子会社 UNIGEN におけるシンジケートローンの返済資金として 2,908 百万円を平成 25 年 10 月から平成 28 年 10 月までの期間において、岐阜工場の建設代金として 945 百万円を平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの期間において、またバイオ医薬品受託製造事業における開発及び設備投資資金として、開発投資資金に 300 百万円及び追加設備投資資金に 43 百万円を平成 25 年 10 月から平成 28 年 12 月までの期間において全額を充当する予定であります。
現時点における充当状況	行使された新株予約権により調達した 1,948 百万円全額について、990 百万円をシンジケートローンの返済を資金使途として平成 26 年 3 月までの期間において、945 百万円を岐阜工場の建設代金として平成 26 年 3 月までの期間において、また 13 百万円をバイオ医薬品受託製造事業における設備投資資金として平成 26 年 9 月までの期間において、それぞれ充当しております。

・公募及びオーバーアロットメントに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	平成 26 年 9 月 18 日
調達資金の額	3,306,384,200 円（差引手取概算額）
発行価額	3,360 円 （オーバーアロットメントに係る第三者割当に係る発行価額 3,150 円）
募集時における発行済株式数	8,451,400 株
当該募集による発行株式数	1,111,000 株
募集後における発行済株式総数	9,562,400 株
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	連結子会社 UNIGEN の岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金として 1,080 百万円を平成 28 年 12 月までの期間において、また連結子会社 UNIGEN の金融機関からの長期借入金の返済及び短期借入金の返済資金として 2,226 百万円を平成 28 年 12 月までの期間において充当する予定であります。なお、当社は平成 27 年 6 月 5 日開催の当社取締役会において、業績予想の修正に伴い、調達した資金の使途を変更する決議を行っております。変更後の資金使途は、連結子会社 UNIGEN の岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金として 200 百万円を平成 28 年 12 月までの期間において、岐阜工場における運転資金として 880 百万円を平成 28 年 3 月までの期間において、金融機関からの長期借入金及び短期借入金の返済資金として 1,550 百万円を平成 27 年 5 月までの期間において、また金融機関からの長期借入金の返済資金として 781 百万円を平成 28 年 12 月までの期間において充当する予定であります。
現時点における充当状況	変更後の予定とおり、岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金として 200 百万円を平成 27 年 11 月までの期間において、金融機関からの長期借入金及び短期借入金の返済資金として平成 27 年 5 月までの期間において、また岐阜工場における運転資金とする 880 百万円は平成 28 年 3 月までの期間において、金融機関からの長期借入の返済資金として 781 百万円を平成 28 年 9 月までの期間において、それぞれ充当しております。

・第三者割当による第 19 回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成 28 年 6 月 13 日
調達資金の額	3,092,000,000 円（差引手取概算額）
発行価額の総額	14,400,000 円 新株予約権 1 個当たり 800 円
新株予約権の総数	18,000 個
当初行使価額	1,719 円
割当時における発行済株式数	9,596,500 株
当該割当による潜在株式数	1,800,000 株
現時点における行使状況	18,000 個すべての新株予約権が行使済みです。
割当先	Evolution Biotech Fund
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	岐阜工場生産能力増強を目的とする設備投資資金として 591 百万円を平成 28 年 6 月から平成 29 年 12 月までの期間において、岐阜工場設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金として 900 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月までの期間において、米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金として 918 百万円を平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月までの期間において、

	<p>岐阜工場運転資金として 100 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月までの期間において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシェ A 長期借入金の返済資金として 261 百万円を平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月までの期間において、また自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発費用として 322 百万円を平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月までの期間において充当する予定であります。なお、平成 28 年 10 月 18 日開催の取締役会にて、平成 28 年 9 月 1 日に行使完了した実際の手取額が 2,219 百万円（発行諸費用差引後）となったこと、及び同日付で公表した当社業績予想の修正に鑑み、調達した資金の用途を変更する決議を行っております。変更後の資金用途は、岐阜工場生産能力増強を目的とする設備投資資金として 29 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 8 月までの期間において、米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金として 723 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 10 月までの期間において、岐阜工場運転資金として 510 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月までの期間において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシェ A 長期借入金の返済資金として 522 百万円を平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月までの期間において、また自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発費用として 435 百万円を平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月までの期間において充当する予定であります。</p>
<p>現時点における充当状況</p>	<p>行使された新株予約権により調達した 2,219 百万円（発行諸費用差引後）のうち、変更後の資金用途の通り、29 百万円を岐阜工場生産能力増強を目的とする設備投資資金を資金用途として平成 28 年 8 月までの期間において、723 百万円を米国向け Flublok®原薬輸出事業準備関連資金を資金用途として平成 28 年 10 月までの期間において、それぞれ充当しております。なお、岐阜工場運転資金とする 510 百万円は平成 28 年 12 月までを期間として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシェ A 長期借入金の返済資金とする 522 百万円は平成 28 年 12 月までを期間として、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発費用として 435 百万円を平成 29 年 2 月までの期間において、それぞれ充当中であります。</p>

12. 発行要項

◇第20回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社UMNファーマ第20回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金10,800,000円
3. 申込期日 平成28年11月21日
4. 割当日及び払込期日 平成28年11月21日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Evolution Biotech Fund に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,500,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金7.2円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,014円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第23項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日)(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。)(ただし、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 前項の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が2,252円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。
 - (3) 「上限行使価額」は、当初1,689円、「下限行使価額」は、当初563円とする。上限行使価額、上限撤

回価額及び下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成 28 年 11 月 21 日(当日を含む。)から平成 29 年 2 月 20 日(当日を含む。)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日までに第 23 項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20 取引日を上限に延長される。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行

- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第 12 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所 株式会社UMNファーマ 財務部
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を 7.2 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. 市場混乱事由
以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上